平成２２年（フ）第１７５号
北九州市小倉北区下富野４丁目４番３―307号
債務者　小松　亜弥
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２１号
北九州市小倉北区熊本３丁目13番34号
債務者　三好　常廣（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０６号
青森県上北郡東北町大字大浦字明堂向67番地
債務者　千葉　明美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
奈良市押熊町444番地の１　フレグランスＭＡ・Ｂ棟207号
債務者　高倉シヱ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
奈良県生駒市門前町10番27―414号
債務者　西垣　幸治
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
奈良市東九条町1153番地の３
債務者　吉岡マサヱ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団８―304
債務者　宮本　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
青森市浪岡大字浪岡字平野41番地146
債務者　小山内靖人
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８６号
青森県青森市浪岡大字樽沢字村元455番地
債務者　有馬　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５７号
青森県黒石市美原町97番地16
債務者　長谷川　昇
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５８号
青森県黒石市美原町97番地16
債務者　長谷川とし子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５９号
青森県弘前市大字山崎３丁目３番地８　木津住宅
債務者　唐牛　優子（旧姓小堀）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６５号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目11番地２
債務者　泉田　梨恵（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番２―804号
債務者　黒田　琴恵
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５５号
青森市浪岡大字女鹿沢字平野37番地８
債務者　岩崎　裕之（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６０号
青森市浪岡大字女鹿沢字平野37番地８
債務者　岩崎　裕之（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５３号
神奈川県三浦市東岡町７番36号
債務者　三ツ堀世津子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目20番８号
債務者　小酒部正代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５８号
島根県安来市黒井田町582番地３　県営和田団地４号棟441号室
債務者　藤原　敦史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部